

県産花き販売強化支援事業実施要領

制定 令和4(2022)年4月1日(生振第72号)

第1 趣旨

花きの市場単価は輸入の増加や気象的な要因等により変動する状況が続いている。一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響により新しい生活様式が定着し、花きの個人消費は増加しつつある。この機会をとらえ、花き農家が直接消費者へ販売する取組を支援することにより、経営の安定化を図るものとする。

第2 事業の内容等

事業は以下のとおりとし、事業実施主体、事業内容等は別表に定めるとおりとする。

- 1 生産者直接販売支援事業
- 2 EC活用販売支援事業
 - (1) ECモール登録支援事業
 - (2) EC活用販売宣伝支援事業

第3 事業実施手続き

1 事業実施計画の申請等

事業実施主体は、取り組む事業に応じて様式第1号及び別記様式第1又は別記様式第2により知事へ申請し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の承認

知事は、1により提出された事業実施計画の達成が確実であると認められる場合は、これを承認するものとする。

3 事業実施計画の変更

次に掲げる事項の変更は、様式第2号により1に準じて行うものとする。

- (1) 事業種目を廃止すること。
- (2) 事業実施主体を変更すること。
- (3) 事業費の30パーセントを超える変更をすること。
- (4) 補助金を増額すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が重要と認める変更

第4 事業の指導推進体制

事業実施主体の長は、関係機関、団体等との緊密な連携により、この事業が円滑に実施されるよう努めるものとする。

第5 助成

1 生産者直接販売支援事業

県は、事業実施主体が自ら商業施設等での販売会を行う際に、その開催に係る経費を、予算の範囲内において次に定めるところにより補助する。

- (1) 補助対象経費は、事業実施主体が自ら販売会を行うために直接必要な施設利用料金、

広告宣伝費及び売り場装飾用消耗品費等とする。

(2) 補助率は1/2以内とする。ただし、助成の限度額は、各事業実施主体につき250千円以内とする。

2 EC活用販売支援事業

県は、事業実施主体がECモール(公益社団法人栃木県観光物産協会「とちぎもの」等)を活用して花きの販売を開始した県内花き生産者に対し実施する、ECモールへの出店初期費用の助成に係る経費及びECモールにおける県産花き販売の宣伝に係る経費等について、予算の範囲内において次に定めるところにより補助する。

(1) ECモール登録支援事業

ア 補助対象経費は、ECモール出店初期費用、登録支援に係る通信・運搬費及び振込手数料とする。

イ 補助率は定額とする。ただし、事業実施主体が行うEC活用を開始した生産者に対する出店初期費用の助成の補助率は1/2以内とし、限度額は各経営体につき5,000円以内とする。

(2) EC活用販売宣伝支援事業

ア 補助対象経費は、広告宣伝費等とする。

イ 広告宣伝費等の補助率は1/2以内とする。

第6 検査

知事は、必要に応じて、この事業の実施状況について、事業実施主体を検査できるものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたり必要な事項については、知事が別に定める。

附則

1 この要領は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和7(2025)年3月31日をもってその効力を失う。ただし、第2の1の事業は、令和6(2024)年3月31日をもってその効力を失う。